

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和2年3月24日（火曜日）
午後1時50分開会、午後2時12分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、松本併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
商工労働観光部
戸館商工労働観光部長、小畑副部長兼商工企画室長、高橋参事兼産業経済交流課総括課長、浅沼参事兼観光課総括課長、菊池定住促進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、似内商工企画室企画課長、関口経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、西野定住促進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住促進・雇用労働室労働課長、十良澤ものづくり自動車産業振興室ものづくり産業振興課長、小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
商工労働観光部関係審査
議案第89号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第1号）
第1条第2項第1表中
歳出 第7款 商工費
第2条

9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。議案第 89 号令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 7 款商工費及び第 2 条債務負担行為補正を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**小畑副部長兼商工企画室長** 議案第 89 号令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明を申し上げます。議案（その 8）の 3 ページをお開き願います。

当部関係の歳出予算は第 7 款商工費の 109 億 3,072 万円の増額補正であり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に支障が生じている中小企業に対する資金繰り支援に係る経費であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。以下金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の 8 ページをお開き願います。第 7 款商工費、1 項商工業費、2 目中小企業振興費の説明欄の新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金は、経営の安定に必要な資金を融資するため、金融機関に貸付原資の一部を預託しようとするものであります。次の新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助は、同資金を借り入れた事業主の方に対しまして、融資に係る保証料の一部を補給して負担を軽減するため、岩手県信用保証協会に補助しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。恐れ入りますが、議案（その 8）にお戻りいただきまして 4 ページをお開き願います。第 2 表債務負担行為補正の追加は 2 件ございますが、いずれも新型コロナウイルス感染症対策資金に関するものであり、1 につきましては損失補償、2 につきましては保証料補給について、それぞれ期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 新型コロナウイルス感染症対策ということで、年明け早々から日々状況が変わっております。

いつ頃までこれが続くのか、収束のめどが立たない中での今回の補正予算の対応であります。今後の状況次第では第 2 弾、第 3 弾の追加もあるかもしれませんが、いずれ最初のところでしっかりと道筋をつけておかないと、今後も大変だと思っております。

そこで中小、零細の企業の立場からすると、一番心配しているのは既往の債務があって、それに新しく借り入れることがどれだけ可能なのかという心配があるわけですが、それらについて金融機関から借りやすいのか。あともう一つは、手続が複雑にならないのかと

いう心配がありますけれども、その辺についてはどんなことが想定されるのか、現時点のお考えを伺います。

○**関口経営支援課総括課長** 今回の資金については、通常の既往の制度融資と比較して非常に低い利率で設定しております。なおかつ県の制度融資については、岩手県信用保証協会の保証付きが要件となっております。岩手県信用保証協会に支払う保証料については、岩手県信用保証協会において0.2%引き下げ、かつ県では0.1%の保証料を供することによって0.1%の保証料となります。通常の保証料率が半減になるという対応でありますので、基準になる資金に比べて非常に有利な条件で設定をしていることを踏まえても、金融機関としても融資をしやすくなるのではないかと考えております。

手続に関してであります。金融機関から融資をする場合、先ほど御答弁申し上げましたが、岩手県信用保証協会の保証手続も必要であります。なおかつこの資金については、保証の要件として市町村の売り上げ減少の認定等もございます。手続については、金融機関あるいは岩手県信用保証協会を通じ、借り入れ申込みをする事業所にはお伝えするとともに、金融機関などでもそれぞれ必要な書類をそろえてあげて、市役所に手続をしてくださいと説明いたします。市役所での手続が済んだ場合には、金融機関で書類をまとめた上で岩手県信用保証協会に送付して審査するというところで、可能な限り事業所の手続が複雑にならないように対応していくと聞いております。

○**高橋はじめ委員** 保証協会も支援していただき、低利で借りやすいと。それについてはありがたいと思います。

この限度額が8,000万円となっておりますが、これは1社に対する限度額が8,000万円という捉え方とすると、貸し付けは1回で終わりなのでしょうか。例えば限度額が8,000万円あるのだから、今回は1,000万円ぐらいで何とか一、二カ月ぐらいはやれる。ところが、一、二カ月してもまだ続いていて、さらに再融資をお願いしたらできるのかどうか、その辺はどうなっているのですか。

○**関口経営支援課総括課長** 融資限度額は8,000万円であり、これは1社に対する融資限度額であります。一度に運転資金限度額まで借りる事業者はそう多くないと思います。まずは当面の運転資金を見きわめる、あるいはある時期にはまとまった運転資金を要するという場合、分割と申しますか、数回繰り返して融資を申し込みされるところも多いものと考えております。

したがって、一度に借りるということだけでなく、状況を見きわめながら融資を申し込みしていただくことは可能であると思っています。

○**高橋はじめ委員** 大変ありがたいと思います。すぐ現状が回復してくれればいいわけですが、世界的な感染の流行、広がりを見ますと、まだまだこれからも続くと考えられます。一番大変なのは人も金も動かず、制限が出てくる中であって、売り上げの確保の見通しが立たないという状況であります。限度額の範囲で繰り返し追加融資も受けられるということであれば大変ありがたいと思っています。

支払いについては、例えば売上げが回復しない中でも既往の債務もあるし、新しく借り入れたものも支払いしなければならないという二重払いになるわけです。その辺を考慮して、例えば半年後、あるいは事態が収束したというあたりから返済していくなど、一定の据置期間があれば、借りる側としては大変ありがたいと思うのですが、その辺は可能なのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 貸付期間は10年以内と設定しております。返済据置期間も設けており、2年以内ということで実施する予定であります。

○**高橋はじめ委員** 非常にいろいろな配慮をされていると受け取りましたので、金融機関の取り組みがスムーズにいくようにぜひ連絡調整もお願いしたいと思います。

○**川村伸浩委員** 私も新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金についてお伺いします。

わからないのですが、きのうの追加提出予定議案等説明会資料には固定金利が年1.4%以内とありましたが、きょうの予算に関する説明書には無利子となっています。それから貸付期間についても、高橋はじめ委員の答弁では10年以内ということでしたが、きょうの予算に関する説明書は期間1年となっています。この辺はどうなっているのか説明をお願いします。

○**関口経営支援課総括課長** 予算に関する説明書には貸付金109億円、無利子期間1年と記載しています。この貸付制度自体は、金融機関と協調して実施する制度でありまして、貸し付けるところは金融機関になります。県は金融機関に対して、それぞれ貸し付けるための原資を負担する割合を決めております。その割合の109億円を県が負担し、残りを金融機関が負担して、事業者に貸し付けするという制度になっております。

県が金融機関に預託する条件としては、金利を引き下げするということがございますので、無利子で預託しますということと、期間においては1年ずつ、年度当初に預託して、年度末に一旦払戻しいただいて、また4月1日に繰り返しやるということとなりますので、期間は1年ということになります。

○**川村伸浩委員** 実際は、企業は固定金利で年1.4%以内で借りますということによろしいのですか。

○**関口経営支援課総括課長** 金融機関の事業者に対する貸付利率は、固定金利の場合は年1.4%以内になります。変動金利の場合は年1.2%以内という設定になっております。

○**川村伸浩委員** 他県でもかなり早い動きを見せておりまして、山形県、青森県、宮城県、福島県、秋田県と、岩手県が一番最後のようでありまして、利率については、その県によって特徴があるようなのですが、一番特徴的なのは山形県が、県と市町村と金融機関で当初2月25日融資制度がスタートするときは、固定金利で年1.6%の利率を3月4日に3者で無利子にしたという話でございます。

こういう状況の中で、企業が新たに融資に手を出すということはすごく抵抗がありますが、無利子であれば、運転資金や当面の資金繰りで手を挙げる企業が出てくると思います。収束が見えない中で、年1.2%以内、年1.4%以内の利率は大きな負担になってくると思い

ますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 山形県については市町村、金融機関において、それぞれ利率の引き下げを協調して、結果無利子ということであります。新型コロナウイルス感染症の影響で売上額が前年比 50%以上減少したところに対して、県も利子補給し、無利子としていと聞いております。本県を含め山形県以外の県は、利子または保証料の一部補給にとどまっている状況であります。

今般本県が創設した対策資金等においては、事業者が負担する利子、保証料率で考えますと、青森県、秋田県、宮城県と同水準、福島県と比較しますと岩手県のほうが有利な条件ということで認識しております。

○**川村伸浩委員** 今回提案された議案については、求めている企業がいると思うので、私も賛成しますが、ただ前例があるのであれば、岩手県もぜひそういう取り組みをして、できるだけ企業の負担が少ない対応をしていかなければ、大変な状況になると思います。何社を想定されているかわかりませんが、据置期間を長く置くことで、無利子という条件が生きてくる状況になると思うのです。ぜひともそういう対応をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**戸館商工労働観光部長** 今般提案いたしました貸付金でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中において、他県との比較もしつつ、できるだけ事業者の皆さんの使い勝手がいいようにということで条件を設定させていただいております。今後につきましては、この事態の推移を見きわめながら、必要があればさらなる制度の改善や新設についても研究してまいりたいと思います。

○**川村伸浩委員** 必要があればという御答弁であります。必要だと思うのです。そういう協議の場をぜひ持っていただいて、いくらかでも下げる、理想はゼロでありますけれども、そういう対応をぜひお願いしたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたしま

す。